

令和8年度岡山市出会い系のひろば事業業務委託仕様書（案）

本仕様書は、岡山市及び連携市町（玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、久米南町、美咲町及び吉備中央町の5市5町）で連携して取り組む出会い系・結婚サポート事業として、岡山市が発注する「令和8年度岡山市出会い系のひろば事業業務委託」（以下、「本業務」という。）を受注する者（以下、「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務名

令和8年度岡山市出会い系のひろば事業業務委託

2 委託業務の目的

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、結婚の希望が叶えられない大きな理由は「適当な相手に巡り合わないから」であり、出会い系の機会・場の創出支援が必要であるとされている。また、岡山市にて令和5年度に行った若者の意識に関するアンケート調査結果においても、結婚を希望する人が結婚していない理由として一番に上げたのは、「相手に巡り合う機会がない」であった。

こうした状況を踏まえ、岡山市及び連携市町の圏域内の独身の方を対象とした婚活イベントやセミナーなどを実施することで、結婚を希望する若者の出会い系の機会を拡大するとともに、圏域内での定住を促進することを目的とする。

3 履行場所 岡山市及び連携市町

4 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

5 本業務の内容

婚活イベント及び婚活セミナーの実施における企画・運営・募集等の一切の業務を行うこと。また、次に掲げる業務内容は本業務の項目ごとに最低限必要な要件を定めるものあり、具体的な業務の内容及び詳細は、岡山市と協議及び調整のうえ、実施すること。

（1）企画立案・実施運営

①婚活イベントの実施

ア 実施回数：年2回以上

イ 企画内容：

○参加者同士が十分に交流でき、出会い系のきっかけとなるよう、体験型など内容を工夫した企画とすること。特に女性の参加者が少ない傾向があるので女性が参加しやすい、参加したいと思える企画とすること。

○うち1回は、スポーツ観戦（ファジアーノ岡山などのパブリックビューイングなど）を含めたイベントを開催すること。

○うち1回は、同一会場、同一日において、年代別（20代、30代）に2部制で開催するなど、カップリング率が上がるよう工夫をすること。

ウ 対 象：岡山市及び連携市町に在住又は在勤で、20～30歳代の独身男女
エ 募集定員：1回あたり男女合計30～50名程度（男女同数であること）
オ 開催場所：岡山市及び連携市町
カ 景品：イベントでカップルとなった参加者に対し、5,000円相当の景品（ペアお食事券など）を贈呈すること。

キ 成果指標：参加者の満足度の割合が、8割を超えるよう努めること。

②婚活セミナーの実施

ア 実施回数：年2回

イ 企画内容：

○マナーや身だしなみ等の魅力アップやコミュニケーションの能力の向上につながるセミナー

○婚活初心者が抱えやすい、

- ・LINE等の送り方、返信の仕方が分からない
- ・デートの誘い方、受け方が分からない、不安になる
- ・相手との距離の縮め方、付き合える相手の見極め
- ・安心できる婚活の進め方

といった悩み・不安を解消できるようなセミナー

○座学だけでなく、例文比較や簡単なワーク（選択式・添削型など）により、より実践的な内容にすること。

○セミナー後に男女交えた簡単な交流会やゲームを設けるなど、セミナーにおいても参加者同士の出会いの場となるよう工夫をすること。

ウ 対 象：岡山市及び連携市町に在住又は在勤で、20～30歳代の独身の方

エ 募集定員：1回あたり男女合計30～50名程度（男女同数であること）

オ 開催場所：岡山市及び連携市町

カ 成果指標：婚活セミナー受講後、婚活に自信がついた参加者の割合が、8割を超えるよう努めること。

（2）開催時期

婚活イベント及び婚活セミナーは、令和9年1月までに開催することとし、そのうち第1回目の婚活セミナーは可能な限り早期に開催するよう努めること。また、11月29日（日）は岡山市にて婚活イベントを開催するので、同月での婚活イベントは避けること。

なお、開催日はイベント告知前に岡山市と協議のうえ、決定すること。

（3）参加者の募集案内、問い合わせ対応等

①参加者の募集及び受付

参加者の募集を行い、申し込みの受付を行うこと。なお、申し込み手段としてWEB上の申し込みは必須とする。また、最終参加予定者について報告すること。

②問い合わせ対応

イベントに係る参加者からの問い合わせについては、電話による対応のほか、電子メールなどにより対応すること。

③参加予定者に対し、事前にメール等で参加の意思を再確認するなどして、当日のキャンセ

ルが少なくなるように努めること。

④参加費の徴収

- ・参加者で負担すべき飲食代やチケット代等を参加費として徴収する場合は、参加しやすい良識的な料金設定とすること（5,000円以内）。なお、セミナーの受講料は無料とすること。
- ・飲食代やチケット代等の実費は、原則として参加費として徴収すること。ただし、参加しやすい良識的な料金とするため、飲食代を除くチケット代や体験料などの一部を徴収しないことは可能である。
- ・金額設定及び飲食代等の一部を徴収しないことについては、イベント等告知前に岡山市と協議のうえ、決定すること。

⑤広告宣伝

ホームページ、チラシ、SNS等を活用し、効果的な情報発信を行うこと。また、岡山市及び連携市町においても広報を行うため、チラシの提供などを行うこと。

（4）イベントの実施及び運営

- ①会場の借り上げ及び会場設営、撤去を行うこと。
- ②イベントに必要な物品等の準備を行うこと。
- ③当日の受付、参加者誘導、演出、司会進行等の運営に必要な業務を行うこと。
- ④当日は、参加者同士が打ち解け合えるような雰囲気づくりに努めること。
- ⑤イベント時には写真撮影を行い、参加者が特定されないよう配慮しながら開催の様子が分かるようにすること。

（5）アンケートの実施及び集計・分析

- ①イベントの当日に、参加者へのアンケート（満足度、良かった点、改善点、ニーズ、成果指標に関するものなど）を実施すること。また、婚活イベント参加者については3か月後にもアンケートを行うこと。
- ②アンケート後は、アンケートの集計・分析を行うこと。

（6）カップルへのフォローアップ

婚活イベントでカップルとなった男女について、交際が継続できるように3か月間の期間、フォローアップを行うこと。また、フォローアップの状況等について、1か月後、3か月後ごとに報告すること。

（7）その他

- ・イベントに基づく事故等が生じた場合に対応する保険に加入すること。
- ・イベントにおいて、アルコール類の提供は行わないこと。
- ・定員を超える応募があった場合は、今までイベントに参加したことがない方を優先すること。
- ・カップル成立者が成婚に至った場合は、岡山市に報告するように参加者に周知すること。
また、受託業者において成婚者を確認できた場合は、岡山市に報告すること。

6 留意事項

（1）イベントの実施に当たっては、参加者のプライバシーに十分に配慮すること。

- (2) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- (3) 当日、参加者にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、いわゆるナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等）や、健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結び付く行為、他者の名誉又は信用を棄損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベントの運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性を維持し、他の参加者を保護する取組を行うこと。
- (4) イベント内における参加者同士の連絡先等の個人情報交換は、参加者本人の責任において行うよう参加者に伝えること。
- (5) 事業実施に当たっては、岡山市及び連携市町が行う事業であることが分かるようにすること。

7 対象経費

委託の積算となる対象経費は、実施事業に直接必要となる経費（人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料、借上料、保険料等）とし、備品等財産を取得する経費や参加者個人で負担すべき飲食代やチケット代などは原則含めないこと。

8 成果品及び納入場所

以下の成果品を岡山市へ提出すること。

- (1) 各イベント終了後
 - ・事業報告書（次の内容を含んだもの：任意様式）
 - ア 広告宣伝として使用した資料
 - イ イベント等の内容が分かる資料及び記録写真（データ可）
 - ※ イベント等の企画及び実施に当たり受託業者が行った工夫点や反省点
 - ウ 参加者名簿（カップル成立者が分かるよう作成すること。）
 - エ 参加者アンケート集計・分析結果
 - オ その他関係資料
- (2) 委託業務終了後
 - ・業務委託完了届（岡山市様式）
 - ・請求書（任意様式）

9 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。契約終了後においても、同様の義務を負う。
- (2) 受託者は、業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、取得した個人情報の取扱に最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者は、契約書作成に合わせて、個人情報保護法に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

10 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとする。

11 著作権等について

- (1) 当該業務の実施より生じた財産権及び知的財産権は、原則としてすべて岡山市に帰属するものとする。
- (2) 企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、事前に通知することにより岡山市が無償で企画提案書を使用できるものとする。
- (3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関してなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

12 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、岡山市契約規則、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (2) 契約業務の一部を再委託するときは、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- (3) 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (4) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑惑が生じた場合は、遅滞なく岡山市と協議して決めるものとする。なお、協議終了後、速やかに協議録を作成し、岡山市へ提出すること。
- (5) 本業務の内容等は、企画競争を踏まえ、最適提案者との協議の上、変更を加えることがある。